

(28) 名義使用規程

主催団体が、全国規模の事業開催に当たって、後援または協賛の団体として公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）の名義使用を希望する場合の、手続きについて定める。

（申込手続き）

第1条 名義の使用を希望する者は、開催日の3か月前までに、本会専務理事宛に名義使用願書を提出する。

（名義使用願書）

第2条 名義使用願書は以下の各項が記載されたものとする。

- 1) 申込団体名および責任者
- 2) 申込団体所在地住所、連絡先電話・FAX番号
- 3) 催事名称
- 4) 開催期間、場所
- 5) 名義使用理由
- 6) 事業の概要・実績（プログラム、要項などの添付）
- 7) 名義使用にあたっての本会への要望事項

（名義使用料）

第3条 本会が名義使用を認めた場合には、申請者は原則として次の各料金を本会宛納入するものとする。但し、本会加盟団体に限り無償とする。

- 1) 後援 ￥200,000
- 2) 協賛、協力 ￥100,000

なお、本会は、事業の内容を検討し、使用料を減免することがある。

（名義使用の認可条件）

第4条 事業の内容が、卓球の普及振興を図り、参加者の心身の健全な発展に寄与するものと認められたもの。また、大会参加者は本会登録会員者であることが望ましい。

（事業の呼称）

第5条 本会および本会加盟団体の事業に、日本、全日本、全国、ジャパン、JAPAN、世界、国際、ワールドおよびそれに相当、類似した名称を本会の許可なく使用してはならない。

（その他）

第6条 本会の承認なしに、無断で本会の名義を使用した場合には、名義使用者に対して第3条に定めた使用料を請求する。

- 2 名義使用希望者は、事業の度に、事前に申請手続きをしなくてはならない。
- 3 本会が共催となる場合には、要望があれば、本会より役員を派遣する。
- 4 本会からの賞牌、賞状などの授与の要望があった場合には別途検討する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。